

令和7年度(令和8年度補助事業) 新居浜市補助事業の公募等に関する取扱要領

1. 公募対象となる補助金

市（行政）が市以外の者（個人または団体）に対して交付する補助金を公募対象とします。
ただし、次に掲げる（１）～（９）に該当する補助金については、法律または条例等に基づくなどの市が認定する補助金と位置付け、公募補助金とは別に取り扱うこととします。

- （１）法律または条例（これらに基づき制定される政令または規則を含む。）に基づき、支出内容が具体的に確定される補助金
- （２）国・県との協調補助金
- （３）国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金
※市が上乗せ補助をすることなく、市の会計を通り抜けて国・県等の補助金をそのまま支出するもの
- （４）覚書・協定書に基づく補助金
- （５）債務負担行為に基づく補助金
- （６）市が制度を定め、不特定の個人に直接（団体等がとりまとめをする場合を含む。）支出する補助金
- （７）市が指定する一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人（上部組織が一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人である場合を含む。）または社会福祉法人に対する団体運営補助金
- （８）他の市町村と共同して事業の補助をするもの
- （９）政策的課題に対応するための事業で、市長が特に必要と認めるもの

2. 公募対象となる事業及び団体（組織）

地域の発展向上、市民の福祉向上及び市民の利益につながり、公益上の必要性が認められる事業を実施するもので、市内に在住・在勤及び在学する者10名以上（そのうち3分の2以上が新居浜市民であること。）で構成され、活動拠点が市内にある団体（組織）を対象とします。
また、公募に際しては、事業実施団体（組織）を公募主体とすることを原則とします。

ただし、事業の目的及び性質等に応じて、実施団体（組織）と市の担当課所との協議により、公募主体を決定する場合があります。

また、新居浜市の他の補助金、交付金の採択を受ける事業については、公募対象外とします。

3. 一団体当たりの申請事業数の上限

より多くの団体の事業を採択するため、一団体が申請できる事業数は、2事業を上限とします。

4. 補助対象経費

公金の支出であることから、補助事業の目的達成に直接関係する経費に限定して、補助対象経費とします。

ただし、食糧費、交際費、慶弔費、積立金、備品購入費、他の団体への負担金及び補助金（他の団体とは、同一の設立目的、事業趣旨、構成対象者で組織されない団体のことをいいます。）、予備費は対象外経費とします。

5. 補助率

市民活動の自主性を確保するとともに、公共活動・公益活動を助長するという観点から、市民と行政とは対等の立場であると位置付けることにより、補助を認められた団体に対する補助率は、補助対象経費の2分の1を上限とします。

6. 補助限度額

令和8年度事業として新たに申請する補助金については、1事業につき100万円を上限とします。

7. 受付期間

令和7年8月1日（金）から8月29日（金）までの間

8. 受付時間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

9. 受付窓口

補助事業に係る担当課又は市役所3階総合政策課で受け付けます。なお、公募に係る申請書類は、市ホームページから入手できます。

10. 公募申請

新居浜市補助事業の公募等に関する要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、新居浜市補助事業公募申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、上記9の公募受付窓口へ提出してください。公募申請する補助事業が、令和6年度補助事業として実施されている場合は、補助事業実績報告書（別紙様式）を合わせて提出してください。

上記申請を受け付けた後、申請内容に係るある担当課所において、申請書記載内容の確認及び状況把握を行うとともに、新居浜市補助事業意見書（第2号様式）を作成の上、総合政策

課へ提出します。

なお、同一団体が複数の補助事業を申請した場合、補助事業の対象者・目的・手段・財源等において、明確かつ客観的な差異が認められない場合には、同一事業とみなします。

1 1. 補助事業の審査

(1) 補助事業公募審査会

要綱第8条の規定により応募された補助事業について、その事業を補助対象とすることについての適否を判定するため、新居浜市補助事業公募審査会（以下、「審査会」という。）を設置します。

(2) 審査会委員

委員会は有識者及び市職員で構成し、委員は10人以内とします。

(3) 審査方法

事業申請者及び事業担当課所に対するヒアリング審査を実施します。

なお、小・中学校区、支部単位等において、同一の目的、手段等により行われる事業で、複数の校区別等から申請があった場合は、原則として一括して審査を行うこととします。

ヒアリング審査は、(4)の審査基準に基づいて採点を行い、採択基準を満たした事業を補助対象事業とします。

(4) 審査基準

- ①ヒアリング審査で、次のア・イ・ウの視点に基づき、A～Jの項目を6段階評価で採点を行います。
- ②各項目の配点は、ア. 公益性は40点、イ. 妥当性、ウ. 効果効率性はそれぞれ30点の100点満点とし、アは得点/20×40、イ・ウは得点/15×30で換算（小数点第3位四捨五入）した点数を評価点数とします。
- ③新規事業については、参加しやすい環境をつくるために、これとは別に、エ. 新規性として、Kの項目で最大3点まで評価点数に加算できることとします。
- ④評価点数は、審査委員の最高と最低の点数を除いた、残りの審査委員の点数を平均し算出します。（小数点第3位四捨五入）

- ア. 公益性
- A 行政が積極的に関与すべき分野である
 - B 補助事業の実施により不特定多数の市民にその効果が及ぶ（事業の告知方法も加味する）
 - C 受益者負担は適正である
 - D 補助事業の内容とSDGsの目標との関連が明確であり、事業を実施することによりSDGsへの貢献が期待できる。

- イ. 妥当性 E 現在の社会的な課題及び市民ニーズに対し、的確に対応している
 F 事業目的は未だ達成されておらず、補助事業は目標達成のための有効な手段である
 G 補助事業の目的は具体的・明確であり、その設定は適切である
- ウ. 効果効率性 H 成果指標の設定は適切であり、目標値を達成できる可能性が高い
 I 補助事業の資金使途が適正かつ明確であり、費用対効果が明確に認められる
 J 自立化に向けた取り組みは評価できる
- エ. 新規性 K これまでにない新たな取り組みである

A～J

{	5 : あてはまる	4 : おおむねあてはまる	3 : どちらかというにあてはまる	2 : どちらかというにあてはまらない	1 : ほとんどあてはまらない	0 : あてはまらない	}
---	-----------	---------------	-------------------	---------------------	-----------------	-------------	---

K

{	3 : あてはまる	2 : どちらかというにあてはまる	1 : どちらかというにあてはまらない	0 : あてはまらない	}
---	-----------	-------------------	---------------------	-------------	---

1 2. 補助金交付対象と補助金額の決定

審査会における評価点数が6.5点未満の事業については、補助金交付による事業実施が適当でないものとし、補助対象外とします。

交付する補助金額については、補助対象事業が決定後、当初予算編成事務作業等における予算査定においてその額を決定します。

1 3. 補助金公募制度及び補助期間について

補助金公募制度は、時限制度としません。変更が必要な場合には、適宜変更します。

補助金を交付する期間は、一補助事業について、3年間を限度とします。

このため、平成30年度以降、合計3年間にわたり、公募補助金の採択を受けた事業については、令和8年度事業については、公募申請することはできません。

1 4. 補助金交付要綱の制定

補助金公募審査の結果、採択された補助金については、条例や覚書など他に支出の根拠規

定がある場合を除いて、補助事業の目的、内容、補助対象経費、補助率、補助金の額等を定めた要綱を毎年度制定します。

15. 情報公開

補助金公募制度に係る申請から決定に至るまでの内容については、市政だよりや市ホームページへの掲載等の方法により情報公開します。

16. その他

- (1) ご提出いただいた公募申請書の内容をもとに、審査前に担当課所において団体の代表者からヒアリングを行う場合があります。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、また補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこととなります。
- (3) 交付すべき補助金の額を確定した場合に、その額を超える補助金が交付されているときは、補助金の精算をしていただきます。
- (4) 公募申請された事業が、全体の申請事業と比較した上で、実施上の課題等がある場合は、事務局である総合政策課が審査会に対して意見を付すことができることとします。
- (5) 補助金は申請団体の主体的な公益活動に対する財政的な支援であることから、申請団体は、各事業の実施を通じて団体の組織力や財政力を高め、事業の自立に向けた取り組みに努めることとします。

17. 問い合わせ先

新居浜市役所 企画部 総合政策課 TEL 65-1210
FAX 65-1216